

食品に起因する伝染病の取扱いについて

- 1 昭和63年6月17日、茨城県から厚生省に対し、食品に起因する伝染病の取扱いについて照会しており、その内容は次のとおりである。

照会事項 赤痢菌に汚染された食品が原因となって赤痢が発生した場合、当該食品は食品衛生法第4条3号違反となるか。また、違反であるとするれば当該食品を提供した施設に対しては、第22条の規定に基づき営業の禁停止が可能か。

回 答 当該食品は食品衛生法第4条3号違反となるが、措置については伝染病予防法第19条第1項第5号に基づき行うべきである。

- 2 食中毒とは、概念が必ずしも明確に定義されたものではないが、一般的には食物摂取に伴って発生する急性の健康障害をさすことからすれば、食品に由来する伝染病も食中毒の範疇であると考えられる。

さて、食品衛生法は食品に起因する健康障害いわゆる食中毒が発生した場合の処理について規定していることから、食品由来の伝染病も食品衛生法で処理すべきもののように思われる。しかしながら、伝染病については別に伝染病予防法で明確な位置付けがありその処理等について規定されていることから、食品に起因する伝染病に関しては、食品衛生法を一般法とすれば伝染病予防法は特別法という関係になると考えられる。

したがって、法制の基本原理「特別法優先の原理」に基づき、食品に起因する伝染病については伝染病予防法で処理するのが妥当と思われる。

(参考) 一般法と特別法との関係

一般法・特別法という場合における一般法とは、ある事項について広く一般的に規定している法令をいい、特別法とは、それと同じ事項について、特定の人・物・地域・場合・時間等を限って適用される内容の定めを規定している法令をいう。この関係は、別個の法令の規定相互の間に存する場合のほか、ある法令の全体と他の法令の全体との間にもみられる。

ここで注意しなければならない点は、一般法・特別法という区別は相対的なものであって、固定的なものでない。すなわち、ある法令が特別法であるということは、常に一般法たる法令が別に存在することを前提とするものであるから、その特別法も第3の法令との関係では一般法たる地位につくことがありうることになる。